

令和5年10月6日（金） 関市農業委員会総会

場所：関市役所 6階大会議室

令和5年10月6日（金曜日）午前9時30分 開会

農業委員会総会

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第3号 農用地利用集積計画の承認について

○出席委員（14名）

1番 安田 美雄 君	2番 河村 清孝 君	4番 吉田 忠男 君
5番 和田 ひとみ 君	6番 鵜飼 秀樹 君	8番 後藤 信一 君
9番 尾口 文良 君	11番 足立 宜穂 君	12番 後藤 一夫 君
14番 森 種生 君	15番 池田 政吉 君	16番 長尾 始 君
17番 山田 達史 君	18番 日置 香 君	

○欠席委員（5名）

3番 丹羽 英治 君	7番 林 百恵 君	10番 松永 佳己 君
13番 亀山 良平 君	19番 田下 喜代 君	

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	山岡 透 君
農業委員会事務局課長補佐	山田 牧広 君
農業委員会事務局主任主査	武藤 好人 君
農業委員会事務局主事	波多野 恵 君
洞戸事務所主任主査	李 浩基 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日、丹羽会長が欠席となりますので、職務代理の山田委員よりご挨拶いただきたいと思います。

（ 職務代理あいさつ ）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

7番 林委員、10番 松永委員、13番 亀山委員、19番 田下委員と丹羽会長の5名です。会長欠席の為、関市農業委員会総会会議規則 第6条の規定により、職務代理の山田委員が議長として、議事を進行していただくこととなります。

それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております。総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

11番 足立委員、12番 後藤 一夫委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

1番の案件について審議します。

ここで、9番 尾口委員は、除斥をお願いいたします。

（尾口委員除斥）

それでは、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めるといいます。議案は、1ページになります。

1 番の案件

議案は 1 ページ、位置図は 1 ページになります。

申請地は、あかつき幼稚園から西に 300 m に位置する
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 1441 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、遠方に居住しており、農地の維持管理が困難であったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、農業経営を拡大したいというものでございます。

以上、1 件について、ご審議をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

この案件について、現地確認をされました鶴飼委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

○6 番（鶴飼 秀樹 君）

問題ありません。

○議長（山田 達史 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ なし ）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 1 号 1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 1 番は、許可することに決しました。

つづきまして、農地法第 3 条の規定による、許可申請の 2 番から 6 番の案件について、審議します。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めるというもので

す。3条の2番からご説明させていただきます。

2番の案件

位置図は2ページになります。

申請地は、岐阜県百年公園事務所から北西に400mに位置する
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 420㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が出来ないため、農業経営者に譲渡したいというもの。

譲受人は、関市、美濃市でイチゴを栽培しており、農業規模の拡大をしたいというものでございます。

3番の案件

位置図は3ページになります。

申請地は、中之保公園から西に500mに位置する
農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 2筆 434.51㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、市外に居住しており、農地の維持管理が困難になったというもの。

譲受人は、隣接する空き家と同時に購入し、新規営農したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、芋やナスなどの野菜を栽培したいという内容になっています。

4番の案件

議案は2ページ、位置図は4ページになります。

申請地は、中濃消防組合洞戸出張所から北に600mに位置する
農振農用地区域内の登記地目 田 現況地目 畑 616.15㎡。

申請の目的は、営農型太陽光発電施設の区分地上権の設定です。

営農型太陽光発電施設とは、農地の上に太陽光発電施設を設置し、農地は営農し、農地上部で発電施設を設置するというものになります。

地目は農地の為、太陽光パネル部分については、3条による、区分地上権の設定が必要になり、支柱部分については5条の一時転用が必要になります。

許可の期間は5条の一時転用と同じ3年間となり、3年ごとに許可が必要になり、今回が2度目の許可申請となるものです。

5条12番の一時転用と同時申請になります。

5 番の案件

位置図は 5 ページになります。

申請地は、薬師前橋から南に 1 0 0 m に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 6 筆 1, 0 5 5 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応える というもの

譲受人は、現在、市外の官舎に居住しており、隣接する空き家と同時購入し、移住を機に農業を始めたいというものでございます。

営農計画書が提出されており、移住と同時に農業を始め、野菜や果実を栽培したいという内容になっています。

6 番の案件

議案は 3 ページ、位置図は 6 ページになります。

申請地は、宇多院公民館から東に 4 0 0 m に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 1, 4 1 5 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、相続により農地を取得したが、遠方に居住しており、農地の維持管理が困難になったというもの。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというものでございます。

以上、5 件について、ご審議お願いします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

地域順に私の方から、ご指名させていただきますので、お願いします。

また、質疑につきましては、補足説明の後に、全体の方でお願いいたします。

2 番の案件につきまして、本日欠席の亀山委員から、問題無い旨を伺っております。

3 番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○1 5 番（池田 政吉 君）

写真のとおり、耕作がされており、農地性がありましたので、問題ありません。

○議長（山田 達史 君）

ありがとうございました。

4番と5番の案件につきまして、私の担当地区になります。

4番については、太陽光の下で、柵やしきびが適切に管理させていました。

5番については、同時に空き家を購入されてそこに住まれるということで、問題ないかと思
います。

6番の案件につきまして、本日欠席の田下委員から、問題無い旨を伺っております。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

1番 安田委員、どうぞ。

○1番（安田 美雄 君）

2番の案件ですが、美濃市でイチゴを作られているということですが、今回の土地はどの
ように使われる予定なのでしょう。三角地で、ハウスを作るには適していないと思われ
ますが。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

イチゴの栽培と聞いております。

○1番（安田 美雄 君）

写真を見ますと、荒廃しているようですが、イチゴということですね。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

はい。

○議長（山田 達史 君）

他にはよろしいでしょうか。

質疑もないようですので、これより議案第1号 2番から6番について、
番号ごとに採決いたします。

2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号2番は、許可することに決しました。

3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号3番は、許可することに決しました。

4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号4番は、許可することに決しました。

5番について、原案のとおり許可することに、
賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号5番は、許可することに決しました。

6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第1号6番は、許可することに決しました。

続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
を議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めるというもので
す。議案は、4ページからになります。

1 番の案件

議案は 4 ページ、位置図は 7 ページになります。

申請地は、赤土坂公民センターから南東に 300 m に位置する

登記・現況地目 畑 132 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（1 区画）でございます。

譲渡人は、相続により申請地を相続したが、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、住宅用地としての需要が見込める、申請地を宅地分譲地として販売したいというものでございます。

9 月 12 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

2 番の案件

位置図は 8 ページになります。

申請地は、下倉知公民館から北に 50 m に位置する

登記・現況地目 田 6 筆 5, 505 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、砂利採取事業及び搬入搬出路（一時転用）でございます。

賃貸人は、賃借人の要望に応えるというもの。

賃借人は、申請地の良質な砂利を採取して販売したいというものでございます。

9 月 12 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

3 番の案件

議案は 5 ページ、位置図は 9 ページになります。

申請地は、市立南ヶ丘小学校から北に 400 m に位置する

登記・現況地目 畑 3 筆 294 m²。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10 ha 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

使用貸人は、高齢になり営農規模の縮小を検討していたところ、使用借人から要望があったため、貸し渡すことにしたというもの。

使用借人は、家族が増え、現在の住まいが手狭になったため、自己用住宅を建築したいというものでございます。

9月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

4番の案件

議案は6ページ、位置図は10ページになります。

申請地は、長良川鉄道松森駅から西に400mに位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 291㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

使用貸人は、当該農地の維持管理が困難になったというもの。

使用借人は、現在アパートに住んでいるが、家族が増え手狭になったため、自己用の住宅を建築したいというものでございます。

9月12日に現地を確認したところ、雑種地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

5番の案件

位置図は11ページになります。

申請地は、赤土坂公民センターから北に400mに位置する

登記・現況地目 田 4筆 1,546㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、分譲住宅（5棟）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、建築業を営んでおり、近隣に公共施設等があり、住環境に適した本申請地を建売分譲地としたいというものでございます。

9月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

6 番の案件

議案は 7 ページ、位置図は 1 2 ページになります。

申請地は、武芸川浄化センターから北に 2 0 0 m に位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 2 4 m²。

農地の区分は、概ね 1 0 h a 以上の一団の農地区域内の農地であるため、第 1 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（浄水施設）でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、北側隣接地に住宅の建築を予定しており、水道管等を埋設し、申請地南側の市道に埋設されている本管まで接続したいというものでございます。

9 月 1 2 日に現地を確認したところ、

雑種地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第 1 種農地であるため、原則として許可はできませんが、隣接する土地と一体利用する場合の農地の割合が 1 / 3 以内であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

7 番の案件

位置図は 1 3 ページになります。

申請地は、武芸川浄化センターから北に 2 0 0 m に位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 3 8 0 m²。

農地の区分は、概ね 1 0 h a 以上の一団の農地区域内の農地であるため、第 1 種農地と考えます。

転用の目的は、建築工事車両置場及び排水管理設（一時転用）でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、隣地の住宅建築及び水道管等の埋設工事のための工事車両置場、作業スペースとして利用したいというものでございます。

9 月 1 2 日に現地を確認したところ、雑種地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第 1 種農地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

8 番の案件

位置図は 1 4 ページになります。

申請地は、市立西部保育園から東に300mに位置する

登記・現況地目 畑 3筆 2, 303㎡。

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に教育施設と医療施設があるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、建築条件付宅地分譲（7区画）でございます。

譲渡人は、耕作が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地を造成し、建築条件付き分譲地として販売したいというものでございます。

9月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

9番の案件

議案は8ページ、位置図は15ページになります。

申請地は、赤土坂公民センターから北に200mに位置する

登記・現況地目 畑 4筆 1, 838㎡

登記地目 宅地 現況地目 畑 229.20㎡

合計 5筆 2, 067.20㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（7区画）でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難な為、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を宅地分譲地として販売したいというものでございます。

9月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

10番の案件

議案は9ページ、位置図は16ページになります。

申請地は、下之保地区処理施設から北東に900mに位置する

登記地目 田 現況地目 宅地 54㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、倉庫でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自宅で工場を営んでおり、倉庫スペースが必要な為、本申請地を倉庫として利用したいというものでございます。

9月12日に現地を確認したところ、倉庫が建っており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

11番の案件

位置図は17ページになります。

申請地は、中之保公園から西に500mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 2筆 362.89㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅敷地として利用したいというものでございます。

9月12日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

12番の案件

議案は10ページ、位置図は18ページになります。

申請地は、中濃消防組合洞戸出張所から北に600mに位置する

登記地目 田 現況地目 畑 0.33㎡。

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地のため、農振農用地となります。

転用の目的は、営農型太陽光発電施設（一時転用）でございます。

賃貸人は、賃借人の要望に応えるというもの。

賃借人は、営農型太陽光発電施設の許可期間が満了する為、事業の継続をしたいというものでございます。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

区分地上権設定の、3条4番と同時申請になります。

13番の案件

位置図は19ページになります。

申請地は、薬師前橋から南に100mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 351㎡。

農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地の為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（倉庫・庭）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、現在、官舎に住んでいるが、関市に移住する為、申請地を購入する空き家の倉庫、庭として利用したいというものでございます。

9月12日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されていません。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、13件について、ご審議をお願いします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、本日欠席の林委員から、問題無い旨を伺っております。

2番と3番の案件につきまして、後藤 信一委員、ございますか。

○8番（後藤 信一 君）

2番については、特に意見はございません。3番についても、やむを得ないということで意見はございません。

○議長（山田 達史 君）

ありがとうございました。4番の案件につきまして、尾口委員、ございますか。

○9番（尾口 文良 君）

問題ありません。

○議長（山田 達史 君）

ありがとうございました。5番の案件につきまして、足立委員、ございますか。

○11番（足立 宜穂 君）

問題ありません。

○議長（山田 達史 君）

ありがとうございました。

6番と7番の案件につきまして、後藤 一夫委員、ございますか。

○12番（後藤 一夫 君）

当初、申請書では、浄排水を流すとなっていました。この地域では、排水施設がありません。排水は用水に流すとなっていました。これではまずいということで、現場にちょうど建築会社の方が見えまして、何とかならないかということでお願いしました。それで、訂正されて市のほうに提出されたようです。私としては、用水に浄排水を流すことは問題あるということで、意見を言わせてもらいました。また、浄化槽を設置し、設置した当初は機能を発揮すると思いますが、10年、20年経つと、浄化槽から出る水が、水質悪化につながる懸念があるかと私は思いました。

○議長（山田 達史 君）

ありがとうございました。

8番と9番の案件について、本日欠席の亀山委員から、問題無い旨を伺っております。

10番と11番の案件について、池田委員、ございますか。

○15番（池田 政吉 君）

問題ありません。

○議長（山田 達史 君）

ありがとうございました。

12番と13番の案件につきまして、私の担当地区になりますが、問題ありませんでした。

これより質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。安田委員、どうぞ。

○1番（安田 美雄 君）

6番と7番の案件ですが、既に埋め立てをしてしまっている写真が載っていますが、始末書は出ていますか。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

はい、提出がされております。

○1番（安田 美雄 君）

そうですか。特に7番ですが、一時転用ですと、ブルーシートを敷いて、いつでも現状復旧できるような状態で施工される場合が多いと思いますが、写真を見ますと、いきなり埋め立てをしてしまっており、現状復旧が大変かと思えます。施行上の話ですが。また、隣との境界に、一般的には埋め立て前に、土留めをして隣地に土砂が流れないようにすると思えますが、少し作業がずさんにも見えます。そのあたりが気になりました。後藤委員もおっしゃいましたが、排水の問題についても、地元の意見として対応していただけるかは疑問ですので、その辺を指導していただきたいと思えます。

○議長（山田 達史 君）

事務局、お願いします。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

安田委員のお話のとおり、事業後は農地復旧をするという内容になっております。提出いただいている復旧の内容は、現状の上に耕土を置いて、畑地として利用したいとなっております。周辺の農地に影響が及ばないような施工をしてくださいというお願いと、そのような申請の内容にもなっております。以上です。

○1番（安田 美雄 君）

分かりました。

○議長（山田 達史 君）

そのほかに質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第2号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号3番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号4番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号5番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第2号6番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

7番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第2号7番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

8番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、
賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号8番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

9番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、
賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号9番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

10番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、
賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号10番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

11番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、
賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号11番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

12番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、
賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号12番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

13番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号13番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

つづきまして、議案第3号 農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第3号 農用地利用集積計画の承認について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は、11ページになります。

使用貸借権設定に関するものについて、更新が7筆 2,814㎡でございます。

賃貸借権設定に関するものについて、更新が4筆 4,580㎡でございます。

地区は、小野、稲口、中之保の3地区です。

権利の設定を受ける者は、農事組合法人 小野集落営農組合 他でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議お願いします。

○議長（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

（無 し）

質疑も無いようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願い致します。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号の農用地利用集積計画について、

原案のとおり承認する事に決しました。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

次回の農業委員会総会は、令和5年11月7日（火）

午前9時30分より関市役所 6階 大会議室を予定しております。

○議長（山田 達史 君）

（ 挨拶 ）

午前10時30分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

職務代理

印

11番

印

12番

印